

2024年（令和6年）

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会

SAGA2024伊万里市実行委員会 第3回常任委員会

SAGA 2024

国ス ポ・全障ス ポ
新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日時：令和4年5月12日(木)午後3時30分～

場所：伊万里コミュニティセンター 講堂

目 次

○報告事項

【第1号報告】 S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会常任委員の変更について ·····	2
【第2号報告】 S A G A 2 0 2 4 国スポ伊万里市開催競技別の会期について ·····	3
【第3号報告】 S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会第2回各専門委員会 における審議決定事項について ····· ····· ····· ····· ····· ·····	4
【第4号報告】 S A G A 2 0 2 4 開催準備経過概要について ····· ····· ····· ····· ·····	20

○審議事項

【第1号議案】 S A G A 2 0 2 4 伊万里市開催推進総合計画（年度別業務一覧） の一部変更（案）について ····· ····· ····· ····· ·····	22
【第2号議案】 S A G A 2 0 2 4 伊万里市リハーサル大会開催基本計画（案） ·····	25

○参考資料

参考資料① S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会 常任委員会名簿 ····· ·····	29
参考資料② S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会会則 ····· ····· ····· ·····	31
参考資料③ S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会専門委員会規程 ····· ·····	35

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

【第1号報告】SAGA2024伊万里市実行委員会常任委員の変更について

【第2号報告】SAGA2024国スポ伊万里市開催競技別の会期について

【第3号報告】SAGA2024伊万里市実行委員会第2回各専門委員会における審議決定事項について

【第4号報告】SAGA2024開催準備経過概要について

4 審議事項

【第1号議案】SAGA2024伊万里市開催推進総合計画（年度別業務一覧）の一部変更（案）について

【第2号議案】SAGA2024伊万里市リハーサル大会開催基本計画（案）

5 そ の 他

SAGA2024伊万里市実行委員会常任委員の変更について

令和3年5月30日から令和4年5月12日までの間における常任委員の変更については、下記のとおりです。SAGA2024伊万里市実行委員会会則第8条第1項の規定に基づき、次の総会において報告することになります。

(順不同・敬称略)

所属団体・役職名（新任者）	新任者	前任者
伊万里保健福祉事務所 所長	野田 英雄	小路 恭史
伊万里市学校長会 会長	長谷川 晃三郎	小田部 徳浩
佐賀県立伊万里実業高等学校 学校長	池田 勝	深町 俊善
佐賀県立有田工業高等学校 学校長	山崎 哲也	東福 昌勝
佐賀県立伊万里特別支援学校 学校長	江口 賢久	中路 徹
伊万里市身体障害者福祉協会 会長	前田 敏彦	犬塚 益己

第2号報告

S A G A 2 0 2 4 国スポ伊万里市開催競技別の会期について

1 S A G A 2 0 2 4 国スポ（第78回国民スポーツ大会）の競技別会期

【本会期】令和6年（2024年）10月5日（土）から10月15日（火）までの11日間

【正式競技 会期前1回目実施競技】

競技名	種別	競技会場	競技日程						
			9月						
			11	12	13	14	15	16	17
			水	木	金	土	日	月	火
オープンウォーター スイミング	男子・女子	伊万里人工海浜公園 (イマリンビーチ)	●						
ビーチバレーボール	少年男子・少年女子	伊万里人工海浜公園 (イマリンビーチ)				●	●	●	●

【正式競技 本会期】

競技名	種別	競技会場	競技日程										
			10月										
			5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
			土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
ホッケー	成年男子・成年女子	伊万里市国見台球技場	●	●	●	●	●						
	少年男子・少年女子	佐賀県立伊万里実業高等学校 商業キャンパス運動場	●	●	●	●	●						
軟式野球	成年男子	伊万里市国見台野球場							●	●		●	

【参考】S A G A 2 0 2 4 全障スポ（第23回全国障害者スポーツ大会）の大会会期

会期：令和6年（2024年）10月26日（土）から10月28日（月）までの3日間

※全障スポの競技別会期は12月頃決定予定

S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会第2回各専門委員会における
審議決定事項について

S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会会則第13条第2項の規定により、S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会第2回各専門委員会における審議決定事項について、次のとおり報告します。

報告事項1	S A G A 2 0 2 4 伊万里市企業協賛取扱要項
報告事項2	S A G A 2 0 2 4 伊万里市医療救護要項
報告事項3	S A G A 2 0 2 4 伊万里市防疫対策要項
報告事項4	S A G A 2 0 2 4 伊万里市食品衛生対策要項
報告事項5	S A G A 2 0 2 4 伊万里市環境衛生対策要項
報告事項6	S A G A 2 0 2 4 伊万里市輸送交通業務実施要項

報告事項1

SAGA2024伊万里市企業協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下、「大会」という。）における企業協賛の取り扱いについて、必要な事項を定める。

2 定義

この要項において、企業協賛とは、企業、団体等からの協賛（以下「協賛」という。）をいう。

3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）を受け入れによるものとする。

4 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、SAGA2024伊万里市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申し込みは、協賛申込書（様式第1号）により行うものとする。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受領した場合は、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に関するものであると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

6 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。
ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさについて、実行委員会の承認を得て行うものとする。

7 協賛への謝意

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対し感謝状の贈呈等を行うことができる。
- (2) 協賛への謝意の実施基準は、別表第1とおりとする。

8 協賛者名等の掲載

協賛物品等の提供を受けたときは、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

9 協賛の受入れ期間

協賛の受入れ期間は、大会終了までとする。

10 その他

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 愛称等を使用したフレーズの使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

○○社は、SAGA 2024伊万里市開催 を応援しています。
の協賛企業です。
○○競技会を応援しています。

別表第1

協賛者	総額（相当額）	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業・団体等	50万円以上	感謝状 記念品	贈呈式	会長
	50万円未満 10万円以上			事務局長
	10万円未満	礼状 記念品	郵送	—

様式第1号

協賛申込書

年　月　日

SAGA2024伊万里市実行委員会会長 様

(申込者) 所在地

名 称

代表者名

伊万里市で開催されるSAGA2024国スポ及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品 目	
	規格等	
	単 価	
	数 量	
	総額(相当額)	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日	令和 年 月 日	
そ の 他		

[担当者] 所 属 _____

氏 名 _____

電 話 _____

E メール _____

様式第2号

協賛受領書

年　月　日

様

SAGA2024伊万里市実行委員会会長

伊万里市で開催されるSAGA2024国スポ及び競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額(相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供	<input type="checkbox"/> 貸与
引渡予定年月日	令和　年　月　日	
その他の		

報告事項2

S A G A 2 0 2 4 伊万里市医療救護要項

1 趣旨

この要項は、S A G A 2 0 2 4 伊万里市医事・衛生基本計画に基づき、第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会“S A G A 2 0 2 4”（以下、「大会」という。）における医療救護体制に万全を期すため、必要な事項を定める。

2 実施方法

S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、S A G A 2 0 2 4 実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を置く。

（3）その他

救護所には、必要に応じて医療品、医療器具、A E D等を配備する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

4 救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急処置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

5 練習会場における医療救護

練習会場に係員を配置するとともに、必要に応じて医療品等を配備する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

6 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに実行委員会に連絡する。また、実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

7 救急自動車の配備

救急自動車の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

8 医療費の負担

救護所での治療費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受療者が負担するものとする。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

S A G A 2 0 2 4 伊万里市防疫対策要項

1 趣旨

この要項は、SAGA 2024 伊万里市医事・衛生基本計画に基づき、第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会“SAGA 2024”（以下、「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA 2024 伊万里市実行委員会は、SAGA 2024 実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策

（1）衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

（2）感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。また、伊万里市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

（3）感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対するその他の措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて法令等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

S A G A 2 0 2 4 伊万里市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、SAGA 2024 伊万里市医事・衛生基本計画に基づき、第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会“SAGA 2024”（以下、「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA 2024 伊万里市実行委員会は、SAGA 2024 実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（1）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民及び大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

（2）監視・指導

県、関係機関・団体等と連携し、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、大会会場等の商品販売に対して、重点的に監視・指導を行う。

（3）健康管理

県、関係機関・団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するように指導する。

（4）食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。

4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

報告事項5

S A G A 2 0 2 4 伊万里市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、SAGA 2024 伊万里市医事・衛生基本計画に基づき、第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会“SAGA 2024”(以下、「大会」という。)における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA 2024 伊万里市実行委員会は、SAGA 2024 実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

(5) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については、適正な処理を行う。

(6) 衛生害虫等の対策

民間団体、地域住民等の協力を得て、衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防・駆除の指導に努め、環境の浄化を図る。

(7) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うと共に、

施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(8) 動物の適正管理

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における動物による危害の防止を図る。また、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

報告事項6

S A G A 2 0 2 4 伊万里市輸送交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、S A G A 2 0 2 4 伊万里市輸送交通基本計画に基づき、第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会“S A G A 2 0 2 4”（以下、「大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、S A G A 2 0 2 4 実行委員会（以下、「県実行委員会」という。）との連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

（1）輸送対象者

輸送業務の対象者は、選手・監督、役員・補助員、視察員、報道員及びその他関係者（以下、「大会参加者」という。）並びに一般観覧者のほか、実行委員会が必要と認めた者とする。

（2）輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として公式練習日及び公式練習に準じる練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

（3）輸送交通業務の範囲

輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定下車駅、指定集合地、宿泊施設及びその他の関連諸行事の会場等の相互間とする。

4 輸送交通業務の内容

（1）輸送計画の策定

実行委員会は、この実施要項に基づき関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所等を内容とする輸送計画を策定する。

（2）輸送の手法

①大会参加者の輸送

大会参加者の輸送については、競技会場、練習会場、指定下車駅、指定集合地及び宿泊施設間等の公共交通機関の運行状況等から実行委員会が必要と認める場合に、実行委員会が車両を借り上げて行う輸送（以下「計画輸送」という。）

を実施する。

②一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送については、原則として公共交通機関の利用とする。ただし、公共交通機関の運行状況や指定駐車場が遠隔地にある場合等、実行委員会が必要と認めた場合に、計画輸送を実施する。

(3) 輸送体制

輸送業務を円滑に進めるため、実施本部内に必要な人員を配置して輸送業務を行う。

(4) 指定集合地の設定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

(5) 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人員、時間帯、道路交通事情を考慮し、関係機関・団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

(6) 輸送案内

輸送対象者への輸送案内は、実行委員会が設置する案内所において行う。

(7) 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿によって伊万里市以外に所在する宿泊施設等を利用する選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

(8) 同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の輸送

同一競技が2市町以上の会場地で行われる共催競技における輸送は、関係会場地実行委員会と協議の上、必要に応じて実施する。

(9) バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

実行委員会は、競技会場、練習会場、集合地内のバス・タクシーの発着場所に、輸送対象者の利便と安全を図るために、乗降所を設置し、必要に応じ係員を配置する。

(10) 全国輸送との連携

①指定下車駅の設定

実行委員会は、大会参加者の下車駅を、県実行委員会と協議の上、宿泊地の最寄りの駅から1箇所設定する。

②指定下車駅からの輸送

指定下車駅と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関を利用した自主移動とする。ただし、実行委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、計画輸送を実施する。

5 輸送力の確保

(1) 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上バス・タクシー等のほか、関係機関・団体等

の協力を得て、必要台数を実行委員会が確保する。

(2) 予備車両の確保

実行委員会は、大会期間中の緊急時に対応するため、予備車両を確保する。

(3) 臨時バスの運行等

実行委員会は、必要に応じて関係機関・団体等に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請する。また、公共交通機関の運行時刻と調整し効率的かつ円滑な運行に努める。

(4) ユニバーサルデザインへの配慮

ノンステップバス、低床バスの使用や、体の不自由な方の専用駐車場スペースの確保などユニバーサルデザインに配慮する。

(5) 大会関係車両の指定

実行委員会は、実施期間中に会場周辺の乗用車乗り入れを規制する場合、目的及び利用者を考慮し、乗り入れを認める車両について大会関係車両として指定する。

(6) 輸送担当係員の講習

実行委員会は、円滑な輸送を実施するため、必要に応じて輸送担当職員及びバス・タクシー等関係機関の職員に対して講習会を開催する。

6 交通業務の内容

(1) 交通規制

実行委員会は、大会の円滑な運営に万全を期するため、伊万里警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

(2) 案内・誘導

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、関係機関・団体等と協議のうえ、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内誘導看板等を設置する。

(3) 交通整理

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に交通の整理や誘導を行う整理誘導員を配置する。

(4) 路上駐車の防止

実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、伊万里警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

7 駐車場対策

(1) 指定駐車場の確保及び開設

実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者が利用する車両台数を勘案し、指定駐車場の確保に努める。また、指定駐車場が競技会場や練習会場から遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等の必要な措置を講じる。

(2) 指定駐車場の管理及び運営

実行委員会は、指定駐車場に車両の適切な誘導を行う係員を配置し、事故防止に努める。

(3) 駐車許可証の交付

実行委員会は、特に利用を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営に努める。

8 交通環境整備

(1) 自家用車自粛の啓発

実行委員会は、大会期間中の交通総量を抑制するため、大会参加者及び一般観覧者に対して公共交通機関の利用の推進及び自家用車での来場の自粛を働きかけるほか、自家用車を利用する場合は、指定駐車場以外に駐車しないように徹底を図る。また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

(2) 道路機能の保全

実行委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場周辺道路における道路工事の抑制等について、関係機関へ協力を求める。

9 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 大会のリハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

S A G A 2 0 2 4 開催準備経過概要について

年 度	内 容
平成 25 年度	(公財) 佐賀県体育協会が「平成 35 年国体佐賀県招致要望書」を、(一社) 佐賀県障がい者スポーツ協会が「平成 35 年全障スポ佐賀県招致要望書」を佐賀県知事、佐賀県教育委員会、佐賀県議会議長に提出
	佐賀県議会で佐賀県知事が「平成 35 年国体及び全障スポの佐賀県招致」を表明
	佐賀県議会が「平成 35 年国体及び全障スポの佐賀県招致」を決議
	佐賀県教育委員会が「平成 35 年国体及び全障スポの佐賀県招致」を議決
平成 26 年度	佐賀県知事・佐賀県教育委員会・(公財) 佐賀県体育協会会长の連名で、文部科学大臣、(公財) 日本体育協会会长、及び日本障がい者スポーツ協会会长に、「平成 35 年国体及び全障スポの開催提案書」を提出
	(公財) 日本体育協会第 2 回理事会において、平成 35 年佐賀県での国体開催を了承(内々定)
	平成 35 年国体・全障スポ佐賀県準備委員会の設立
平成 27 年度	佐賀県準備委員会において、開催準備総合計画及び会場地市町選定基本方針等の決定
平成 29 年度	競技会場地の第 2 次内定 【ホッケー競技】(成年男子・女子、少年男子・女子) 【軟式野球競技】(成年男子)
平成 30 年度	競技会場地の第 4 次内定【水泳競技(オープンウォータースイミング)】(男子・女子) 【バレーボール競技(ビーチバレーボール)】(少年男子・女子)
	(公財) 日本スポーツ協会第 35 回理事会において、第 78 回国民スポーツ大会(本大会)の開催地が佐賀県に内定
	中央競技団体正規視察(ホッケー競技)
	佐賀県準備委員会において、国スポ・全障スポ会期案の決定
平成 31 年度 (令和元年度)	競技会場地の第 5 次内定 【フライングディスク】
	第 74 回茨城国体視察調査
	中央競技団体正規視察(軟式野球、オープンウォータースイミング、ビーチバレーボール)
	市体育保健課から市スポーツ課へ改称 スポーツ課内に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進室設置
令和 2 年度	S A G A 2 0 2 3 伊万里市実行委員会設立総会・第 1 回総会開催 (公財) 日本スポーツ協会理事会において、令和 5 年に鹿児島県大会、令和 6 年に佐賀県大会と開催が決定(1 年延期が正式決定)
	S A G A 2 0 2 3 伊万里市実行委員会第 2 回総会を書面にて開催、名称を S A G A 2 0 2 3 伊万里市実行委員会から S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会へ改称
	S A G A 2 0 2 4 実行委員会第 1 回常任委員会開催
	第 1 回総務企画専門委員会開催

年 度	内 容
令和 2 年度	第 1 回競技式典専門委員会開催
	第 1 回宿泊衛生専門委員会開催
	第 1 回輸送交通専門委員会開催
	佐賀県・鹿児島県交流キックオフ会参加
令和 3 年度	S A G A 2 0 2 4 実行委員会第 2 回常任委員会書面開催
	S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会第 3 回総会書面開催
	(公財) 日本スポーツ協会において、S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会の大会会期決定
	(公財) 日本障がい者スポーツ協会及び文部科学省において、S A G A 2 0 2 4 全国障害者スポーツ大会の大会会期が決定
	(公財) 日本スポーツ協会、(公財) 日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、スポーツ庁において、三重国体及び三重大会（三重とこわか国体・三重とこわか大会）の中止が決定
	S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会第 4 回総会書面開催
	三重国体会場地視察（津市【ビーチバレーボール】、尾鷲市【オープンウォータースイミング】）
	(公財) 日本スポーツ協会国体委員会において、S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会（正式・特別・公開競技）の競技会会期が決定
	三重国体会場地視察（四日市市【軟式野球】、名張市【ホッケー】）
	第 2 回宿泊衛生専門委員会開催
	第 2 回輸送交通専門委員会開催
	第 2 回総務企画専門委員会開催
	第 2 回競技式典専門委員会開催
	伊万里ホッケーフェス 2 0 2 2 「伊万里実業高校ホッケーフ競技施設開所式典」（第 1 弾） ※ S S P 競技別育成強化センター「伊万里ホッケーフィールド」がオープン
	伊万里ホッケーフェス 2 0 2 2 「国見台球技場オープニングイベント、ミニホッケー体験会、ふれあいトークショー」（第 2 弾）を開催

第1号議案

SAGA2024伊万里市開催推進総合計画（年度別業務一覧）の改正（案）について

1 概 要

SAGA2024伊万里市開催推進総合計画で規定している3の年次計画（年度別業務一覧）の改正（案）については、別紙のとおりである。

2 改正内容

(1) 令和3年度実施予定のものを令和4年度に実施するもの
・府内推進会議設置・開催

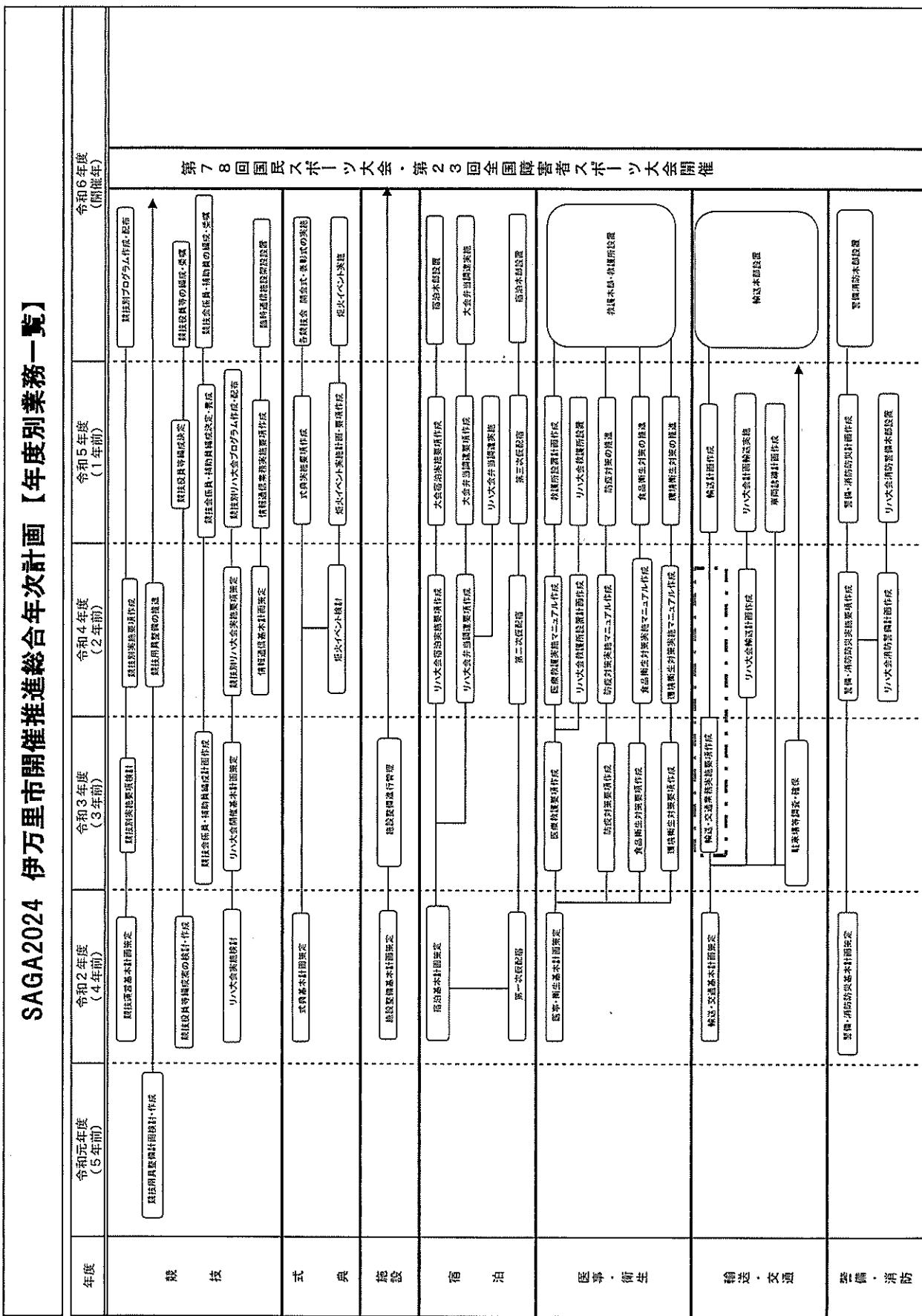
(2) 令和4年度実施予定のものを令和3年度に実施したもの
・輸送交通業務実施要項

※なお、次ページ年度別一覧の変更箇所は、_____の部分になります。

SAGA2024 伊万里市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】

※ が変更箇所になります。

SAGA2024 伊万里市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】



※ [] が変更箇所になります。

第2号議案

SAGA2024伊万里市リハーサル大会開催基本計画（案）

1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「SAGA国スポ」という。）に備えて本市で開催する競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）については、県の「SAGA2024国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「SAGA2024伊万里市競技運営基本計画」に基づき、競技会の運営能力の向上と市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

2 大会の選定

リハーサル大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

3 大会の運営

リハーサル大会は、原則としてSAGA国スポに準じて運営するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費において創意工夫を凝らして、質の高い効率的な大会運営を行う。

4 内容

（1）実施本部の設置

リハーサル大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

（2）競技運営

ア 競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、SAGA2024伊万里市実行委員会との緊密な連携のもとに、合理的、効率的に行う。

イ 競技役員等の編成

競技役員等の編成は、SAGA国スポを見据えた上で、大会の規模や競技団体の実情等に応じたものとする。

ウ 競技記録

競技記録については、競技団体と緊密な連携のもとに、迅速かつ正確に記録を収集し、速報に努める。

（3）式典

ア 開・閉会式及び表彰式

開・閉会式及び表彰式（以下「式典」という。）は、競技団体と協議し、競技運営に支障がないように簡素化に努める。

イ 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用など簡素化に努める。

(4) 施設

リハーサル大会で使用する施設は、原則として、SAGA国スポで使用する会場を充てることとし、できる限りSAGA国スポと同じ条件により行う。また、リハーサル大会運営に必要な仮設施設は、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、整備する。

(5) 競技物品

ア リハーサル大会に必要な競技物品は、原則として既存物品を活用する。

イ 既存物品が不足する場合は、借用での対応を基本とするが、新たに購入するときは、SAGA国スポでの使用を考慮し、必要最小限とする。

(6) 広報・市民運動

SAGA国スポに対する市民の理解を深め、市民総参加の機運醸成を図るため、市民団体、関係機関等と連携して、広報活動及び市民運動を展開する。

(7) 観光・おもてなし

リハーサル大会に参加者する選手・監督、役員、観察員、報道員及びその他関係者（以下「リハーサル大会参加者」という。）並びに一般観覧者に心のこもったおもてなしを提供するため、歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

(8) 医事・衛生

リハーサル大会参加者及び一般観覧者（以下「リハーサル大会参加者等」という。）十分な活躍と観覧ができるよう、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

(9) 感染症の感染拡大防止

リハーサル大会参加者等が安心安全に参加できるように、国及び公益財団法人日本スポーツ協会並びに各中央競技団体が策定する感染拡大防止対策ガイドラインを参考に必要な感染拡大防止対策を、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、実施する。

(10) 輸送・交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、原則として公共交通機関を利用する。ただし、競技会場及び周辺道路等の立地条件等を考慮し、必要に応じて計画輸送の実施や案内標識等の設置を講ずる。

(11) 警備・消防

リハーサル大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、雑踏事故、火

災及びその他の災害・事故等を未然防止に努める。

5 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は、市実行委員会の各基本計画に準じて実施する。

參考資料

S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会常任委員会名簿

委員長 1 名

(順不同・敬称略)

選出区分	所属団体・役職名	氏名
市長	伊万里市 市長	深浦 弘信

副委員長 5 名

選出区分	所属団体・役職名	氏名
市議会関係	伊万里市議会 議長	坂本 繁憲
市関係	伊万里市 副市長	泉 秀樹
	伊万里市教育委員会 教育長	松本 定
スポーツ関係	伊万里市スポーツ協会 会長	石本 清文
産業・経済関係	伊万里商工会議所 会頭	吉賀 富男

常任委員 22 名

選出区分	所属団体・役職名	氏名
県関係	伊万里保健福祉事務所 所長	野田 英雄
教育関係	伊万里市学校長会 会長	長谷川 晃三郎
	伊万里市中学校体育連盟 会長	福井 宏和
	佐賀県立伊万里高等学校 学校長	山下 秀司
	佐賀県立伊万里実業高等学校 学校長	池田 勝
	佐賀県立有田工業高等学校 学校長	山崎 哲也
	佐賀県立伊万里特別支援学校 学校長	江口 賢久
	学校法人伊万里学園敬徳高等学校 学校長	立石 琢磨
スポーツ関係	(一社) 佐賀県水泳連盟 会長	高木 辰巳
	佐賀県バレーボール協会 理事長	池上 寿伸
	佐賀県ホッケー協会 会長	笠原 義久
	佐賀県軟式野球連盟 理事長	鶴 登
	佐賀県障害者フライングディスク協会 会長	小林 義民
	伊万里市スポーツ推進委員協議会 会長	小旗 寛十郎
産業・経済関係	伊万里市農業協同組合 代表理事組合長	田代 直樹
医療・福祉関係	(一社) 伊万里・有田地区医師会 会長	小嶋 秀夫
	伊万里市身体障害者福祉協会 会長	前田 敏彦

選出区分	所属団体・役職名	氏名
宿泊・観光・衛生関係	(一社)伊万里市観光協会 代表理事	早田 文昭
	伊万里市旅館組合 組合長	前田 義孝
	伊万里飲食業組合 組合長	前田 成利
通信・輸送・交通関係	西肥自動車株式会社 伊万里営業所 所長	須崎 一則
社会・文化・環境関係	伊万里市区長会連合会 会長	田中 啓三

委員長1名、副委員長5名、常任委員22名 合計 28名

S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会会則

令和2年（2020年）8月6日
実行委員会設立総会決定
令和2年（2020年）10月30日
第2回総会一部改正

(名称)

第1条 本会は、S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会において、伊万里市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚及び地域の振興に関すること。
- (7) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 伊万里市を代表する者
- (2) 伊万里市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、伊万里市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要と認める事項について、会長の諮詢に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮詢に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

- (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合においては、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 第5項の規定に関わらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。
- (常任委員会)
- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関する事項。
- (3) 総会を招集する時間的余裕のない緊急な事項に関する事項。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関する事項。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。
- (専門委員会)
- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議しその結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議しその結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。
- (会長の専決)
- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これ

を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、伊万里市に帰属するものとする。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和2年8月6日から施行する。

この会則は、令和2年10月30日から施行する。

SAGA2024伊万里市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024伊万里市実行委員会会則（令和2年8月6日決定）第13条第4項の規定に基づき、SAGA2024伊万里市実行委員会専門委員会（以下、「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称及びSAGA2024伊万里市実行委員会常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

(役員の選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからSAGA2024伊万里市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。

ただし、専門委員会に出席できない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、該当委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和 3年 1月 18 日から施行する。

この規程は、令和 3年 5月 31 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 観光、接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること

—MEMO—

SAGA 2024 伊万里市実行委員会事務局
(伊万里市教育委員会 国スポ・全障スポ推進課内)

〒848-0045 伊万里市松島町391-1
伊万里市民センター内 2F
TEL 0955-23-2198
E-mail : kokuspo@city.imari.lg.jp

SAGA 2024

国スボ
全障スボ
The power of sports for everyone.

SAGA2024 伊万里市実行委員会